

【住 宅 局】

1. 宿泊施設に対する支援について

改正耐震改修促進法により、一定規模の宿泊施設は 2015 年度までに耐震診断が義務付けられ、結果が公表されることになったが改修における費用は多額の費用を要する。税制面での優遇等はあるものの、建築資材の高騰や、人手不足の背景も踏まえ、実質的な廃業に追い込まれている施設も出ている。については、改修を行う宿泊施設に対するさらなる支援強化を検討されたい。

【回答】

平成 25 年の耐震改修促進法の改正により、ホテル・旅館等の宿泊施設を含む不特定多数の者が利用する大規模建築物などに耐震診断が義務付けられた。

この法案を踏まえ、耐震診断・耐震改修に係る国の補助制度引き上げを行っており、平成 27 年度までの時限措置とされていたが、平成 28 年度予算において耐震改修について 3 年間の延長を行うこととした。

また、平成 29 年度予算において、天井や建築設備の安全性の確保を図るため、耐震改修に係る補助対象限度額の拡充を行った。

今後とも、地方公共団体と連携し、宿泊施設の耐震化の支援に努めてまいります。